

令和7年5月8日

保護者 様

長崎市立岩屋中学校
校 長 川口 猛

校内の駐車に係るお願い

皐月の候 保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校は、ご承知のとおり駐車スペースが大変狭く、許可を受けた車両以外の送迎等による駐車はお断りをさせていただいております。

しかしながら、休日における保護者の方々の駐車、そして平日における送迎のための駐車が増えてきており、対応に苦慮しているところです。しかし、部活動の保護者当番等やむ得ないケースもあることや校内の安全を確保する側面から、今後は、下記のとおりに対応をしたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 平日駐車を許可される場合

- (1) 生徒の体調の不良等でお迎えをする場合の保護者の駐車
- (2) 部活動の見守り等当番の保護者の駐車
- (3) 部活動のコーチの駐車
- (4) 緊急を要する用件で来校している保護者の駐車
- (5) P T Aの役員の中で、許可された役員の方の駐車
- (6) 課外クラブ振興会役員で、許可された役員の方の駐車
- (7) 学校の教育活動に関係する団体や会社の方の駐車

2 休日の駐車を許可される場合

- (1) 部活動の生徒が体調不良等でお迎えをする場合の駐車
- (2) 部活動の見守り当番の保護者の駐車
- (3) 部活動のコーチの駐車
- (4) 試合等で使用する物品の積み下ろしのための一時的な駐車

3 駐車場内で控えていただきたいこと

- (1) 走り回る子どもの遊び
- (2) ボールを使ったトレーニング
- (3) 本校職員が駐車をするスペースに駐車をすること（本校職員は、年間数万円の駐車場代を支払って駐車許可を受けています。）

4 駐車場所について

- (1) 駐車場所は、玄関から入って校舎に向かって左側です。その駐車ブロックの一番右端（4～5台分）をご使用ください。